

輸 出 入 者 コ ー ド

税関発給コード

～ NACCSを利用して輸出入申告等の手続をされる輸出入者の皆様へ ～

輸出入者コードをお持ちですか

- 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して輸出入申告等の手続をする場合には、輸出入者コードを取得していると大変便利です。
- 輸出入者コードがあれば、輸出入申告等の処理に際してNACCSは「輸出入者がどなたなのか」確実に識別することができ、輸出入者の皆様はNACCSに備えられた諸々の機能を利用することができるようになります。
- 輸出入者コードには、コードを取得された輸出入者の「名称・住所・電話番号等」が対応し、NACCSにコードを入力するだけで必要な情報が自動参照されます。

輸出入者コードがあればできること

- ◇ NACCSによる輸出入申告に関連して、以下の機能が使えます。
 - ・ 包括評価申告
 - ・ 包括保険
 - ・ 関税・消費税等の納期限延長に係る据置担保
 - ・ 関税・消費税等の口座振替納付（専用口座 + リアルタイム）
- ◇ 電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫、輸出入貿易管理令の手続に係る他法令確認がNACCSにより容易にできます。
- ◇ 輸出入関連手続の中で情報伝達が容易になり、作業ミスが軽減できます。

税関輸出入者コードをご存知ですか

- NACCSによる輸出入申告等の手続において、(財)日本貿易関係手続簡易化協会による日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)に加えて、税関が発給している「税関輸出入者コード」も使えるようになっています。

通関業者による一括申請もできます

- ◇ 申請代理人が通関業者である場合には、申請事項を記録した電磁的記録媒体を税関に提出することにより、複数の申請者に係る税関発給コードの発給申請を一括して行うことができます。一括申請に必要な書式も、「税関発給コード申請ページ」から入手することができます。
- 手続の詳細につきましては、「税関発給コード申請ページ」でご確認下さい。

【 留 意 点 】

NACCSによる輸出入申告において、これまでJASTPROコードで下表に掲げる制度を利用していた輸出入者の方が、新たに取得した税関輸出入者コードでこれらの制度を利用するためには、税関又はNACCSセンターに対して、所要の手続を行う必要があります。

手続の詳細につきましては、「税関発給コード申請ページ」でご確認下さい。

制度	備考
<ul style="list-style-type: none">・ 包括保険登録・ 輸入包括評価申告・ 輸入包括審査扱い・ 特例輸入申告制度・ 特定輸出申告制度・ たばこ特定販売事業者の登録・ 石油石炭税特例納付・ 据置担保の利用	税関宛に手続が必要
<ul style="list-style-type: none">・ NACCS専用口座振替納付・ リアルタイム口座振替納付	NACCSセンター宛に手続が必要

お問い合わせ

税関発給コードに関するお問い合わせは、東京税関調査部税関発給コード担当（電話：03-6204-0205）までお願いいたします。

（9:00～12:00 及び 13:00～17:00、土日・休日を除く）

税関発給コードの申請方法が変わります！

税関発給コードの発給申請（申請内容の変更等を含む。）に係る手続きにつきましては、税関発給コード申請ホームページ（<https://www.zeikancode.go.jp/>）より行っていただいておりますが、同ホームページは平成25年9月末日をもって運用を停止し、10月以降は電子メールによる申請手続に変更となります。

詳しくは以下の説明をご覧ください。



ご不明な点等ございましたら、東京税関調査部税関発給コード担当（電話：03-6204-0205）までお問合せください。
【受付】9:00～12:00 及び 13:00～17:00、土日・休日を除く

◎新しい申請方法について

・平成25年10月以降、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）内に税関発給コード申請用ページ（<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode.htm>）を開設し、同ページ内に申請用の書式（Microsoft Excel形式）を掲載します。申請をご希望の方は、申請の区分（税関輸出入者コードか仕出人仕向人コードか、新規申請か変更申請か、法人か個人か、等）に従い、該当する書式をダウンロードして、必要事項を入力したものを税関発給コード担当宛に電子メールにて送信いただくこととなります。

・詳細は、申請用ページ開設後、同ページにてご案内いたします。なお、主な変更点は以下のとおりです。

主な変更点	現行の申請方法	新しい申請方法
・申請の流れ	・税関発給コード申請ホームページの「新規申請メニュー」画面から申請事項を入力。存在確認書類の提出が必要な場合、別途提出。	・税関ホームページ内の税関発給コード申請用ページに掲載された申請書式をダウンロードし、申請事項を入力いただき、税関発給コード担当宛に電子メールにて送信。存在確認書類の提出が必要な場合、別途提出。
・コードの発給通知	・税関発給コード申請ホームページの「申請状況照会・変更・取消メニュー」画面にログインし、申請者自身で発給状況を確認。	・申請のあった電子メールアドレス宛に通知書（PDFファイル形式）を送信。

◎平成 25 年 9 月までに税関発給コードの取得をご希望の方へ

・ 9 月までに税関発給コードの取得をご希望の方は、9/13（金）までに税関発給コード申請ホームページの「新規申請メニュー」から申請いただくようお願いいたします。それ以降の申請に関しては、10 月以降の申請用ページ開設後に行ってくださいようお願いいたします。なお、お急ぎの場合は税関発給コード担当（03-6204-0205）まで個別にご相談ください。

・ 税関輸出入者コードをご申請いただく場合は、別途、*存在確認書類の提出が必要となりますので、税関発給コード申請ホームページから申請入力をされた方は、9/20（金）までに存在確認書類を税関へ提出（郵送の場合、必着）してください。（※JASTPRO コードからの切替えの場合や税関事務管理人による代理申請の場合は不要）。

なお、同書類を提出いただき、税関の確認が終了するまで（※通常、書類到着後 1 週間程度かかります）の間はコードが発給されませんので、ご注意ください。

*存在確認書類：法人の場合⇒登記事項証明書（※履歴事項全部証明書に限る）

個人の場合⇒住民票（※屋号で登録する場合は、屋号の確認書類も合わせて必要）

・ コードの発給状況の確認は、税関発給コード申請ホームページの「申請状況照会・変更・取消メニュー」から申請者様ご自身で行っていただくこととなっております。税関から別途通知はしておりませんので、申請を行った場合は 9 月末日までに必ず同メニュー画面へログインのうえ、発給状況をご確認ください。

◎既に税関発給コードをお持ちの方へ

・ 10 月以降、登録内容に変更が生じた場合は、新しい申請方法で変更申請を行っていただくこととなります。9 月末日までに登録内容の変更が必要な方は、9/13（金）までに税関発給コード申請ホームページの「申請状況照会・変更・取消メニュー」から変更手続きを行っていただくようお願いいたします。それ以降の変更手続きに関しては、10 月以降の申請用ページ開設後に行ってくださいようお願いいたします。なお、お急ぎの場合は税関発給コード担当（03-6204-0205）まで個別にご相談ください。

・ 税関輸出入者コードの名称及び住所 1 が変更になる場合は、別途、*存在確認書類の提出が必要となりますので、税関発給コード申請ホームページから変更手続きをされた方は、9/20（金）までに存在確認書類を税関へ提出（郵送の場合、必着）してください。申請ホームページ上での手続きが完了しても、同書類を提出いただき、税関の確認が終了するまで（※通常、書類到着後 1 週間程度かかります）の間は NACCS に変更内容が反映されませんので、ご注意ください。

*存在確認書類：法人の場合⇒登記事項証明書（※履歴事項全部証明書に限る）

個人の場合⇒住民票（※屋号で登録する場合は、屋号の確認書類も合わせて必要）

・ 現在お持ちの税関発給コードの登録内容を紙媒体で保管されたい場合は、9 月末日までに税関発給コード申請ホームページの「申請状況照会・変更・取消メニュー」にログインいただき、ログイン後の個別メニュー画面を印刷してください。